

神奈川県内各市町村における事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物^{*1}処分費用

市町村	事業系一般廃棄物処理 手数料(円/10kg)	産業廃棄物処 理についての条 例での規定	産業廃棄物処分 費用(円/10kg)	備 考 (可燃ごみ焼却施設)
逗子市	250	○	240	
横浜市	130	○	130	
川崎市	150	○	150	
相模原市	250	○	250	
横須賀市	150	○	150	
平塚市	280	○	250	
鎌倉市	250→400 ^{*2}	○	250	
藤沢市	270	○	270	
小田原市	250	○	500	
茅ヶ崎市	280	○	280	
三浦市	150	○	230	
秦野市	220	無し		秦野市伊勢原市環境衛生組合
厚木市	250	無し		
大和市	200	○	200	
伊勢原市	220	無し		秦野市伊勢原市環境衛生組合
海老名市	250→300→350 ^{*3}	○	100	高座清掃施設組合
座間市	250→300→350 ^{*3}	○	260	高座清掃施設組合
南足柄市	240	○	240	
綾瀬市	250→300→350 ^{*3}	○	150	高座清掃施設組合
葉山町	250	無し		
寒川町	280	無し		茅ヶ崎市
大磯町	240	無し		平塚市
二宮町	250	無し		平塚市
中井町	250	無し		足柄東部清掃組合
大井町	250	無し		足柄東部清掃組合
松田町	250	○	記載なし	足柄東部清掃組合
山北町	250	無し		足柄西部清掃組合
開成町	250	無し		足柄西部清掃組合
箱根町	180	無し		
真鶴町	200	○	記載なし	湯河原町真鶴町衛生組合
湯河原町	200	○	記載なし	湯河原町真鶴町衛生組合
愛川町	250	無し		
清川村	— ^{*4}	無し		

* 1 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第 2 項の規定により市町村が処理する産業廃棄物

(第11条第 2 項 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。)

* 2 : 令和 6 年10月から10kgあたり400円

* 3 : 令和 6 年4月から10kgあたり300円、令和 8 年 4 月から10kgあたり350円

* 4 : 清川村は、有料処理券 (450袋150円、900袋300円)